#### (議事要旨2)企業会計基準委員会の最近の活動状況について

企業会計基準委員会 (ASBJ) の小野委員長及び小賀坂副委員長より、ASBJ の最近の活動 状況についての報告が行われた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

≪ASBJの最近の活動状況について≫

#### 日本基準の開発

● 日本基準の開発状況の中で、基準諮問会議より新規テーマとしての提言を受けて今後 検討を行う予定の3つテーマについて、テーマ提言した時期と現在の進捗状況を教え ていただきたい。また、進捗状況については、今後、資料に記載していただきたい。

この意見を受け、ASBJ小賀坂副委員長より以下の発言がなされた。

- 2013 年 3 月にテーマ提言された「連結納税制度と企業結合に関する税効果会計の整合性」については、税効果会計専門委員会で今後全体的な見直しを行うこととの関連で、現在は審議を行っていない。
- 2013 年 12 月にテーマ提言された「『企業結合に関する会計基準』に係る条件付き取得 対価」については、他のテーマとの関係から審議を開始するタイミングを検討中であ る。
- 2014 年 12 月にテーマ提言された「権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理」については、現在検討を行っている「一括取得型による自社株式取得取引の会計処理の検討」の状況を踏まえて、検討を開始する予定である。

#### 修正国際基準

● 修正国際基準は、現在、最終化に向けた作業を進めているとのことであるが、最終化 の目途を教えていただきたい。

この意見を受け、ASBJ小野委員長より以下の発言がなされた。

● 修正国際基準について、文案は実質的にほぼ固まっており、可能な限り早く公表したいと考えている。

#### 国際対応

- 国際的な意見発信において、リースの会計処理の見直しが IASB と FASB とで異なる方向に進んでいることについて、ASBJ の対応を教えていただきたい。
- のれんの償却について、IASB における 2 月のボード会議では基準の見直しに直ちに着手せずリサーチを継続する暫定的決定が行われたと聞いているが、引き続き ASAF 会議を通じて日本の主張をしっかり伝え、償却に関する議論が先送りされないようにしていただきたい。

これらの意見を受け、ASBJ小野委員長より以下の発言がなされた。

- リースについては、過去 2 回の ASAF 会議において、IASB と FASB はコンバージェンス すべきであるという意見を述べており、今後も同様の意見発信を行う予定である。
- のれんの償却については、引き続き日本の主張を伝えていきたい。

#### ≪税効果会計専門委員会の進捗状況≫

### 開示に関する意見

- 繰延税金資産の回収可能性に関連する開示は、多くの財務諸表利用者にとって重要である。
- 現行の開示では、財務諸表利用者が繰延税金資産の内容を理解するのが困難であるため、少しでも開示項目を拡充する方向で議論いただきたい。特に、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、現金の裏付けがない資産であるにもかかわらず、会社法上の分配可能額を構成するという観点からも、情報開示の必要性について審議を進めていく必要があると考える。
- 開示は重要なテーマであるので、慎重な検討をお願いしたい。

## その他の意見

- 繰延税金資産の投資意思決定の有用性について、税効果会計が導入された当初から、 繰延税金資産の開示情報の有用性は低いという分析結果が報告されているものがあり、 慎重な議論をお願いしたい。
- 各分類の要件に該当しない場合は、過去及び将来を総合的に勘案して必ずいずれかに 分類するという取扱いについて、再度、議論いただきたい。
- 繰延税金資産の回収可能性に関する検討が進展している点は評価したい。ただし、適 用指針の公表を早期に行うべきであり、開示の検討にあたっては時間軸に配慮いただ きたい。

なお、税効果会計に関するプロジェクトに限らず、ASBJ の活動については、各プロジェクトがどのように進捗しているのか全体像を把握しづらいため、検討して欲しい。

● 税効果会計に適用される税率は、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」において、公布日を基準とされている。そのため、例えば、改正税法が3月31日までに国会で成立し、公布日が4月1日になる場合には、繰延税金資産及び繰延税金負債を改正前の税率で計上することになるが、修正後発事象として取り扱い改正後の税率に基づいて計上するほうが、企業の業績をより適切に表すのではないか。そのため、公布日基準を適用することについては、今後、見直していただきたい。

これらの意見を受け、ASBJ小賀坂副委員長より以下の発言がなされた。

- 適用指針の公表を早期に行うべきという意見については、開示に関する論点などを踏まえて検討していきたい。
- 各プロジェクトの進捗状況については、過去にプロジェクト計画表を公表していたが、 計画の期限に間に合わない場合、誤解が生じる側面もあったため、現在は公表してい ない。ただし、現在の進捗状況が分かりにくいとの意見も聞かれていることから、今

後、検討したい。

● 税効果会計に適用される税率については、実務を円滑にする観点から、日本基準では 公布日を基準としている。公布日基準については、IFRS との整合性を指摘する意見も 聞かれており、税効果会計に関する日本公認会計士協会の実務指針全体を ASBJ に移管 する次のステップで検討を行う予定である。

# ≪収益認識基準の開発について≫

● 収益認識基準の検討に着手することに賛成である。収益は損益計算書で一番重要な数値であり、IFRS と米国会計基準が統一されている中で、日本基準だけが整合的でないというのは問題である。日本基準では収益認識に関して包括的な基準がなく、放置しておくわけにもいかない。

IFRS を適用している企業の立場からすると、日本の国内子会社が IFRS とコンバージ された収益認識基準を適用することは大きなメリットである。

ただし、開示は大きな負担になると思われるため、特に慎重な対応が必要である。

● 収益認識基準の検討に着手することに賛成である。 IFRS とのコンバージェンスの取組 みを継続することが、日本における基本的な対応方針であり、国際的な公約ともいえ る。検討した結果、コンバージェンスできない又はコンバージェンスしない方が良い 場合には、基準開発を進めないことになるが、まずは検討を進める必要がある。 収益認識はトップラインの重要な数値ということもあり、早期に検討に着手すること に賛成である。

金融商品及び連結基準について、資料の15項で「将来的な検討課題と位置づけてはどうか。」と記載されているがこれは適切ではなく、特に連結基準は優先度が高いと思われる。資料に日本基準について、「我が国の連結に関する会計基準については、IFRS 第10号に比べてガイダンスが明確であるほか、これまでの適用経験を通じて、十分に有効に機能しているのではないかとの指摘もある。」と記載されているが、これは日本基準をIFRSにコンバージェンスしない理由にはならない。基準の内容が異なるのであれば、それを合わせる検討を行うべきと考える。

また、資料 17 項の東京合意で取り上げた項目でコンバージェンスしていない項目について、「現時点において、コンバージェンスを図る必要性は低いものと考えられるがどうか。」と記載されているが、実際に検討してから判断を下すべきであり、最初からそのような判断をすることは適当でない。

- 収益基準の検討に着手することに条件付きで賛成である。資料の 9 項にある「我が国の会計基準の体系の整備」から検討が必要との意見は理解できるが、7 項の「企業による財務諸表の比較可能性の向上」及び 8 項の「企業により開示される情報の充実」の観点からは、様々な意見があると思われる。コンバージェンスありきの基準開発になるべきでなく、コンバージェンスが必要とされる範囲も含めて検討すべきと考える。
- コンバージェンスする前提で収益基準の開発を進めるのが良いと考える。ただし、実際に開発するとなると ASBJ のリソースが心配である。
- コンバージェンスの観点及び収益はトップラインの数値で重要であるため、収益認識 基準の検討を行うこと賛成である。米国会計基準と IFRS で基準が統一されており、日 本だけが異なるというわけにはいかないと考える。

ただし、日本基準として収益認識基準を開発するとなると、上場会社以外を含め非常に多くの会社が対象となるため、時間をかけで慎重に検討を進めるべきと考える。 また、収益認識基準以外の基準の開発に関しては、あまりネガティブな表現にならないようにすべきである。

- IFRS 第 15 号は非常に重要な基準であり、利用者の立場からも極力早く収益認識基準の 検討に着手してもらいたいと考えている。開示については、重要性の概念により負担 を軽減できないか。
- 収益認識基準の検討に着手することに賛成である。海外子会社は、IFRS 第 15 号を利用することになるため、このままでは海外支店と海外現地法人で異なる取扱いになることになり、グループ・アカウンティング・ポリシーの観点からもコンバージェンスは重要と考える。

基準開発にあたっては、各業種の意見を広く確認できるよう、専門委員会だけでなく聴取できるよう工夫してもらいたい。

● 金融商品及び連結基準並びに東京合意で取り組んだ基準に関して、資料の 15 項及び 17 項にあるように現時点でコンバージェンスの必要性の程度を決めつける必要は無いと 思われる。

収益認識基準に関しては、経済界でも意見が大きく 2 つに分かれており、IFRS 適用企業のように早く検討を進めて欲しいと考えている企業もあれば、日本基準を引き続き適用する企業にとっては、今のタイミングで収益基準の検討に着手することには唐突感を覚える企業もある。例えば、工事進行基準を現状のまま適用できるのかといった懸念がある。

検討開始のタイミングに関しては、企業会計審議会でコンバージェンスや連単に関する基本的な方針が議論されていくと思われるので、それとの関係を考慮する必要があるのではないか。また、IFRS 及び米国会計基準では 2017 年からの適用となっているが、ガイダンスの追加や適用時期の 1 年先送りの動きができているので、これらを注視する必要がある。

検討するとしてもまずは論点整理から公表し、影響や時期を見計らって公開草案に進むことが考えられる。また、IFRS15 号をコピーするのは簡単であるが、コスト・ベネフィットや税との関係も考慮し、慎重に進めてもらいたい。

これらの意見を受け、ASB 小賀坂副委員長より以下の発言がなされた。

- ASBI のリソースについては、日本基準の開発のみならず、国際的な意見発信や修正国際基準の開発も行う中で余裕はないが、収益認識は重要であるため、取り上げることとなった場合は、リソースを確保することとしたい。
- 開示の重要性については、ベネフィットとコストを考慮し、国際的な基準と同様とすべきか慎重に検討していきたい。

以上